

# 平成30年度事務事業評価シート

取組みコード

31122

区分	補助金・交付金	担当課	健康推進課	作成日	平成30年5月10日
事業名	特定不妊治療費助成金	開始年度	平成19年度	予算科目	4.1.2.3.12

## 1 事業の概要

総合計画での位置づけ	
部	第3部 健康でゆとりとふれあいのまちづくり
章	第1章 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
節	第1節 結婚・出産・子育てにわたる切れ目ない支援
基本施策	2_安心して妊娠・出産を迎えられるための支援
取組みの基本方向	(2)妊娠・出産に係る経済的負担の軽減
根拠法令等	(参考)愛川町特定不妊治療費助成事業実施要綱
目的 (誰・何を対象に、何のために)	不妊に悩む夫婦の経済的な負担軽減を図るため、医療保険の対象とならない高額な医療費を要する特定不妊治療について、治療費用の一部を助成。
内容・方法 (何を行っているのか)	夫婦一組に対し、特定不妊治療に要した治療費(保険外治療)から、神奈川県による助成額(治療内容により限度額7万5千円～30万円)を控除した額を対象に、1回の治療につき10万円を上限に最大6回まで助成。※妻の年齢で助成回数が異なる。(平成28年度より医学的見地から妻の年齢や助成回数を見直しが国において検討された結果、神奈川県でも妻の年齢が42歳まで、最大6回までと変更となった。)また、神奈川県等で指定された医療機関が行う治療のみが対象となる。(県指定9医療機関)

## 2 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標	指標名		基準年度	平成34年度			
	『結婚・出産・子育てにわたる切れ目ない支援』について「満足」と感じる住民の割合		33.2%	38.0%			
(A)総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果	経済的な理由で特定不妊治療ができないということがないよう、助成申請件数の増加が求められる。						
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度(平成27年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申請件数	増	特定不妊治療に要した治療費の負担軽減を図ることにより、不妊に悩む夫婦が子どもをもうけたいという希望をかなえることができる。	計画値	/	35.0	30.0	27.0
			実績値(見込値)	36.0	18.0	14.0	27.0
			達成度※自動計算	/	51.4	46.7	100.0
(B)成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動	助成制度について、広く住民に周知することが重要である。						
(B)の活動状況を測るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
広報紙等での掲載回数	増	町の広報紙、町ホームページ等にて広く周知を行う。	計画値	/	2.0	2.0	2.0
			実績値(見込値)	/	2.0	2.0	2.0
			達成度※自動計算	/	100.0	100.0	100.0

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

## 3 事業費の推移と財源内訳

(E) 平均人件費(円/年)

8,300,000

年度	基準年度(決算) (平成27年度)	平成28年度(決算)	平成29年度(決算見込)	平成30年度(予算)
(A)事業費(円)	3,488,210	1,800,000	991,552	2,700,000
(B)概算職員数(人)	0.144	0.072	0.056	0.108
(C)=(B)×(E) 人件費(円) ※自動計算	1,195,200	597,600	464,800	896,400
(D)=(A)+(C) 総事業費(円) ※自動計算	4,683,410	2,397,600	1,456,352	3,596,400
単位当たりコスト ※自動計算	130,094.7	133,200.0	104,025.1	133,200.0
財源内訳(円)	特定財源			
	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
一般財源 ※自動計算	4,683,410	2,397,600	1,456,352	3,596,400

#### 4 事業の項目別評価(分析)

項目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
<b>妥当性</b> <small>(公費を投入して実施することが妥当な事業か)</small>	法令等で義務付けられた事業である		B
	民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	○	
	国や県において実施している事業との重複がない	○	
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	○	
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	○	
	受益に応じた負担は適正である	○	
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である		
	事業・サービスの対象者の日常生活に必要な事業である		
上記のいずれにも当てはまらない			
<b>有効性</b> <small>(基準年と比較して成果が上がっているか)</small>	成果指標について平成29年度の目標を達成している	×	C
	基準年度と比較して成果が向上している	×	
<b>効率性</b> <small>(なるべく費用をかけずに成果を上げているか)</small>	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用減≧成果ダウン	B
<b>有用性</b> <small>(施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)</small>	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	直接的	A
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高い	
<b>総合評価</b> ※自動判定		改善すべき点がある	

#### 5 特記事項

本町の助成制度は、県の助成に対しての上乗せ助成であるため、県が新制度へ移行したことで助成対象者が減り、それに伴い、町への申請件数が減少している。また、不妊治療は子どもを授かるまで連続して治療を行うことが多いが、平成28年度に治療を受けた方が出産に至る割合が高く、治療を次年度に続ける方が少なくなったため、申請件数の減少につながったと考えられる。

#### 6 自己評価(担当課)

評価結果	現状維持
理由	子どもを産み育てたいという希望をもつ夫婦に対し、経済的な理由で特定不妊治療ができないということがない社会実現のために、本事業の継続は必要である。
今後の方向性	特定不妊治療に関する助成は、神奈川県助成制度のほか、県内(全33市町村)において23市町村が実施しており、本町においても、不妊に悩む夫婦を支援できるよう事業を継続し、引き続き広報紙等により周知を図る。また、妊娠届出書提出時の質問票による不妊治療及び助成の有無の確認も、引き続き全ての方へ行っていく。

#### 7 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	現状維持
今後の方向性に係る意見等	有効性の判定がCとなっているのは、県の助成対象者を変更したことに伴い、上乗せ補助である町の申請件数も減少したことが影響しているためであり、所管課の方向性のおり現状維持とするが、引き続き不妊に悩む夫婦に対し本事業の周知が行き届くよう努めるものとする。

#### 8 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	現状維持
今後の方向性に係る意見等	

#### 9 2次評価(実施のない場合は1次評価)を踏まえた対応案(担当課)

現状のまま引き続き事業を実施する。  
また、広報紙やホームページを引き続き活用し、事業について広く周知を図る。

#### 10 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	現状維持
理由・改善方針	現状のまま引き続き事業を実施するとともに、積極的な事業の周知を行う。